

原子力損害の賠償に関する法律

(昭和三十六年法律第四百七十七号)

原子力損害の賠償に関する法律をここに公布する。

原子力損害の賠償に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 原子力損害賠償責任(第三条 第五条)

第三章 損害賠償措置

第一節 損害賠償措置(第六条 第七条の二)

第二節 原子力損害賠償責任保険契約(第八条・第九条)

第三節 原子力損害賠償補償契約(第十条・第十一条)

第四節 供託(第十二条 第十五条)

第四章 国の措置(第十六条・第十七条)

第五章 原子力損害賠償紛争審査会(第十八条)

第六章 雑則(第十九条 第二十三条)

第七章 罰則(第二十四条 第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。)(の運搬、貯蔵又は廃棄であつて、政令で定めるものをいう。

一 原子炉の運転

二 加工

三 再処理

四 核燃料物質の使用

四の二 使用済燃料の貯蔵

五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(次項及び次条第二項において「核燃料物質等」という。)(の廃棄

2 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用(これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。)(により生じた損害をいう。ただし、次条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者の受けた損害を除く。

3 この法律において「原子力事業者」とは、次の各号に掲げる者(これらの者であつた者を含む。)(をいう。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「規制法」という。)(第二十三条第一項の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)(を受けた者(規制法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされた者を含む。)(

二 規制法第二十三条の二第一項の許可を受けた者

三 規制法第十三条第一項の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)(を受けた者

四 規制法第四十三条の四第一項の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)(を受けた者

五 規制法第四十四条第一項の指定(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)(を受けた者

六 規制法第五十一条の二第一項の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)(を受けた者

七 規制法第五十二条第一項の許可(規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。)(を受けた者

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)(第三条第四号に規定する原子炉をいい、「核燃料物質」とは、同法同条第二号に規定する核燃料物質(規制法第二条第八項に規定する使用済燃料を含む。)(をいい、「加工」とは、規制法第二条第七項に規定する加工をいい、「再処理」とは、規制法第二条第八項に規定する再処理をいい、「使用済燃料の貯蔵」とは、規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵をいい、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄」とは、規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄物埋設又は廃棄物管理をいい、「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいい、「原子力船」又は「外国原子力船」とは、規制法第二十三条の二第一項に規定する原子力船又は外国原子力船をいう。

第二章 原子力損害賠償責任

(無過失責任、責任の集中等)

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じたものであるときは、当該原子力事業者間に特約がない限り、当該核燃料物質等の発送人である原子力事業者がその損害を賠償す

る責めに任ずる。

第四条 前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。

2 前条第一項の場合において、第七条の二第二項に規定する損害賠償措置を講じて本邦の水域に外国原子力船を立ち入らせる原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額は、同項に規定する額までとする。

3 原子炉の運転等により生じた原子力損害については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第七百九十八条第一項、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）及び製造物責任法（平成六年法律第八十五号）の規定は、適用しない。

（求償権）

第五条 第三条の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。

2 前項の規定は、求償権に関し特約をすることを妨げない。

### 第三章 損害賠償措置

#### 第一節 損害賠償措置

（損害賠償措置を講ずべき義務）

第六条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

（損害賠償措置の内容）

第七条 損害賠償措置は、次条の規定の適用がある場合を除き、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託であつて、その措置により、一工場若しくは一事業所当たり若しくは一原子力船当たり千二百億円（政令で定める原子炉の運転等については、千二百億円以内で政令で定める金額と

する。以下「賠償措置額」という。）を原子力損害の賠償に充てることができるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて文部科学大臣の承認を受けたものとする。

2 文部科学大臣は、原子力事業者が第三条の規定により原子力損害を賠償したことにより原子力損害の賠償に充てべき金額が賠償措置額未満となつた場合において、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要があると認めるときは、当該原子力事業者に対し、期限を指定し、これを賠償措置額にすることを命ずることができる。

3 前項に規定する場合においては、同項の規定による命令がなされるまでの間（同項の規定による命令がなされた場合においては、当該命令により指定された期限までの間）は、前条の規定は、適用しない。

第七条の二 原子力船を外国の水域に立ち入らせる場合の損害賠償措置は、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結その他の措置であつて、当該原子力船に係る原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずべきものとして政府が当該外国政府と合意した額の原子力損害を賠償するに足りる措置として文部科学大臣の承認を受けたものとする。

2 外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる場合の損害賠償措置は、当該外国原子力船に係る原子力事業者が原子力損害を賠償する責めに任ずべきものとして政府が当該外国政府と合意した額（原子力損害の発生の原因となつた事実一について三百六十億円を下らないものとする。）の原子力損害を賠償するに足りる措置として文部科学大臣の承認を受けたものとする。

#### 第二節 原子力損害賠償責任保険契約

（原子力損害賠償責任保険契約）

第八条 原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）は、原子力事業者の原子力損害の賠償

の責任が発生した場合において、一定の事由による原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を保険者（保険業法（平成七年法律第五号））第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等で、責任保険の引受けを行う者に限る。以下同じ。）がうめることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とする。

第九条 被害者は、損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について、自己が支払つた限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。

3 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求権に関し差し押える場合は、この限りでない。

#### 第三節 原子力損害賠償補償契約

（原子力損害賠償補償契約）

第十条 原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」という。）は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によつてはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

2 補償契約に関する事項は、別に法律で定める。

第十一条 第九条の規定は、補償契約に基づく補償金について準用する。

#### 第四節 供託

（供託）

第十二条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は文部科学省令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。以下この節において同じ。）によりするものとする。

（供託物の還付）

第十三条 被害者は、損害賠償請求権に関し、前条の規定により原子力事業者が供託した金銭又は有価証券について、その債権の弁済を受ける権利を有する。

（供託物の取りもどし）

第十四条 原子力事業者は、次の各号に掲げる場合においては、文部科学大臣の承認を受けて、第十二条の規定により供託した金銭又は有価証券を取りもどすことができる。

- 一 原子力損害を賠償したとき。
- 二 供託に代えて他の損害賠償措置を講じたとき。
- 三 原子炉の運転等をやめたとき。

2 文部科学大臣は、前項第二号又は第三号に掲げる場合において承認するときは、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取りもどすことができる時期及び取りもどすことができる金銭又は有価証券の額を指定して承認することができる。

（文部科学省令・法務省令への委任）

第十五条 この節に定めるもののほか、供託に関する事項は、文部科学省令・法務省令で定める。

#### 第四章 国の措置

（国の措置）

第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を

達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

2 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。

第十七条 政府は、第三条第一項ただし書の場合又は第七条の第二項の原子力損害で同項に規定する額をこえること認められるものが生じた場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする。

#### 第五章 原子力損害賠償紛争審査会

（原子力損害賠償紛争審査会）

第十八条 文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この条において「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。
- 二 原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めるところ。
- 三 前二号に掲げる事務を行うため必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに和解の仲介の申立及びその処理の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 雑則

（国会に対する報告及び意見書の提出）

第十九条 政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合

には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとつた措置を国会に報告しなければならぬ。

2 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会又は原子力安全委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。

（第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用）

第二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成三十一年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

（報告徴収及び立入検査）

第二十一条 文部科学大臣は、第六条の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の事務所若しくは工場若しくは事業所若しくは原子力船に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（経済産業大臣又は国土交通大臣との協議）

第二十二条 文部科学大臣は、第七条第一項若しくは第七条の第二項若しくは第二項の規定による処分又は第七条第二項の規定による命令をする場合においては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉の運転、加工、再処理、使用済燃料の貯蔵又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の廃棄に係るものについては経済産業大臣、船舶に設置する原子炉の運転に

係るものについては国土交通大臣に協議しなければならない。

(国に対する適用除外)

第二十三条 第三章、第十六条及び次章の規定は、国に適用しない。

#### 第七章 罰則

第二十四条 第六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十一条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

#### 附則(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後この法律の規定による改正前の規制法第二十六条第一項(同法第二十三条第二項第九号に係る部分を除く。)の規定がその効力を失う前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(他の法律による給付との調整等)

第四条 第三条の場合において、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者(以下この条において単に「原子力事業者」という。)の従業員が原

子力損害を受け、当該従業員又はその遺族がその損害のてん補に相当する労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による給付その他法令の規定による給付であつて政令で定めるもの(以下この条において「災害補償給付」という。)を受けるときは、当該従業員又はその遺族に係る原子力損害の賠償については、当分の間、次に定めるところによるものとする。

一 原子力事業者は、原子力事業者の従業員又はその遺族の災害補償給付を受ける権利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該災害補償給付を受けべき時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該災害補償給付の価額となるべき額の限度で、その賠償の履行をしないことができる。

二 前号の場合において、災害補償給付の支給があつたときは、原子力事業者は、その損害の発生時から当該災害補償給付が支給された時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該災害補償給付の価額となるべき額の限度で、その損害の賠償の責めを免れる。

#### 2

原子力事業者の従業員が原子力損害を受けた場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、当該従業員又はその遺族に対し災害補償給付を支給した者は、当該第三者に対して求償権を有する。

○原子力損害の賠償に関する法律施行令  
(昭和三十七年政令第四十四号)

内閣は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第二条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(原子炉の運転等)

第一条 原子力損害の賠償に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次の行為(第一号から第五号までに掲げる行為については、それぞれ、当該行為が行われる工場又は事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶。以下同じ。)において当該行為に付随してする第六号イからハまでに掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄を含む。)とする。

一 原子炉の運転

二 次に掲げる核燃料物質の加工

イ ウラン二三五及びウラン二三八に対するウラン二三五の比率が天然の比率をこえ百分の五に達しないウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてウラン二三五の量が二千グラム以上のもの

ロ ウラン二三五及びウラン二三八に対するウラン二三五の比率が百分の五以上のウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてウラン二三五の量が八百グラム以上のもの

ハ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてプルトニウムの量が五百グラム以上のもの

三 再処理

四 第二号イからハまでに掲げる核燃料物質の使用

四の二 使用済燃料の貯蔵

五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号。次号において「規制法」という。)第五十一条の二第一項第三号に規定する廃棄物埋設及び廃棄物管理(以下それぞれ「廃棄物埋設」及び「廃棄物管理」という。)

六 前各号に掲げる行為が行われる工場又は事業所の外においてそれぞれ当該行為に付随してする次に掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄(前各号に掲げる行為が行われる他の原子力事業者の工場又は事業所において当該他の原子力事業者がそれぞれ当該行為に付随してするものに該当する場合におけるものを除く。)

イ 第二号イからハまでに掲げる核燃料物質

ロ 規制法第二条第八項に規定する使用済燃料

ハ 核燃料物質によつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。以下同じ。)

(賠償措置額)

第二条 法第七条第一項に規定する政令で定める原子炉の運転等は次の表の各号に規定する原子炉の運転等とし、当該原子炉の運転等について同項に規定する政令で定める金額は当該原子炉の運転等の区分に応じ当該各号に定める金額とする。ただし、同一の工場又は事業所に係る原子炉の運転等が同表の第一号から第十七号までの各号の二以上の号に該当するときは、当該原子炉の運転等に係る当該金額は、その最も大きい金額とする。

一	熱出力が一万キロワットを超える原子炉の運転(当該原子炉の運転に付随してする前条第六号イからハまでに掲げる物(以下「核燃料物質等」という。))の当該原子炉の運転が行	千二百億円
---	---	-------

二	前号に規定する原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄(当該原子炉の運転をやめ、かつ、当該原子炉の炉心から核燃料物質を取り出した後にするものに限る。次号及び第五号において同じ。)(次号に該当するものを除く。)	二百四十億円
三	第一号に規定する原子炉の運転に付随してする前条第二号イに掲げる核燃料物質又は同条第六号ハに掲げる物の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄	四十億円
四	熱出力が百キロワットを超え一万キロワット以下の原子炉の運転(当該原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄(次号に該当するものを除く。))を含む。	二百四十億円
五	前号に規定する原子炉の運転に付随してする前条第二号イに掲げる核燃料物質又は同条第六号ハに掲げる物の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄	四十億円

六	熱出力が百キロワット以下の原子炉の運転（当該原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	四十億円
七	前条第二号イに掲げる核燃料物質の加工（当該加工に付随してする核燃料物質等の当該加工が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	四十億円
八	前条第二号ロ又はハに掲げる核燃料物質の加工（当該加工に付随してする核燃料物質等の当該加工が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	二百四十億円
九	再処理（当該再処理に付随してする核燃料物質等の当該再処理が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	千二百億円
十	前条第二号イに掲げる核燃料物質の使用（第一号、第四号、第六号、第七号又は前号のいずれかに該当するものを除くものとし、当該核燃料物質の使用に付随してする核燃料物質等の当該核燃料物質の使用が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	四十億円

十一	前条第二号ロ又はハに掲げる核燃料物質の使用（第一号、第四号、第六号、第八号又は第九号のいずれかに該当するものを除く。次号において同じ。）（当該核燃料物質の使用に付随してする核燃料物質等の当該核燃料物質の使用が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（次号に該当するものを除く。）を含む。）	二百四十億円
十二	前号に規定する核燃料物質の使用に付随してする前条第二号イに掲げる核燃料物質又は同条第六号ハに掲げる物の当該核燃料物質の使用が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（当該核燃料物質の使用をやめた後にするものに限る。）	四十億円
十三	使用済燃料の貯蔵（第一号、第二号、第四号、第六号又は第九号から第十一号までのいずれかに該当するものを除くものとし、当該使用済燃料の貯蔵に付随してする核燃料物質等の当該使用済燃料の貯蔵が行われる事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	二百四十億円
十四	廃棄物埋設（前各号又は次号のいずれかに該当するものを除くものとし、当該廃棄物埋設に付随してする核燃料物質等の当該廃棄物埋設が行われる事業所における運搬又は廃棄を含む。）	四十億円

十五	前条第六号ロに掲げる物を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより固化した物に係る廃棄物埋設（第九号に該当するものを除くものとし、当該廃棄物埋設に付随してする核燃料物質等の当該廃棄物埋設が行われる事業所における運搬又は廃棄を含む。）	二百四十億円
十六	廃棄物管理（前各号又は次号のいずれかに該当するものを除くものとし、当該廃棄物管理に付随してする核燃料物質等の当該廃棄物管理が行われる事業所における運搬又は廃棄を含む。）	四十億円
十七	前条第六号ロに掲げる物を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより固化した物に係る廃棄物管理（第九号又は第十五号のいずれかに該当するものを除くものとし、当該廃棄物管理に付随してする核燃料物質等の当該廃棄物管理が行われる事業所における運搬又は廃棄を含む。）	二百四十億円
十八	原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、使用済燃料の貯蔵又は廃棄物埋設若しくは廃棄物管理に付随してする核燃料物質等の運搬（前各号、次号又は第二十二号のいずれかに該当するものを除く。）	四十億円

十九	<p>原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、使用済燃料の貯蔵又は廃棄物埋設若しくは廃棄物管理に付随してする前条第二号口若しくはハに掲げる核燃料物質、同条第六号口に掲げる物、同号口に掲げる物を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体又は当該液体をガラスにより固形化した物の運搬(第一号、第二号、第四号、第六号、第八号から第十一号まで、第十三号、第十五号又は第十七号のいずれかに該当するものを除く。)</p>	二百四十億円
二十	<p>原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用又は使用済燃料の貯蔵に付随してする核燃料物質等の貯蔵(第一号から第十三号まで又は次号のいずれかに該当するものを除く。)</p>	四十億円
二十	<p>原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用又は使用済燃料の貯蔵に付随してする前条第二号口若しくはハに掲げる核燃料物質、同条第六号口に掲げる物、同号口に掲げる物を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体又は当該液体をガラスにより固形化した物の貯蔵(第一号、第二号、第四号、第六号、第八号から第十一号まで又は第十三号のいずれかに該当するものを除く。)</p>	二百四十億円
二十	<p>原子炉の運転、加工、再処理、核燃料</p>	四十億円

二	<p>物質の使用、使用済燃料の貯蔵又は廃棄物埋設若しくは廃棄物管理に付随してする核燃料物質等の廃棄(第一号から第十七号までのいずれかに該当するものを除くものとし、当該廃棄に係る核燃料物質等の運搬を含む。)</p>
---	--

(災害補償給付)

第三条 法附則第四条第一項に規定する政令で定める災害補償給付は、次に掲げる給付とする。

- 一 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の規定による給付
- 二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による給付であつて職務上の事由によるもの

附則(抄)

- 1 この政令は、法の施行の日(昭和三十七年三月十五日)から施行する。

○原子力損害の賠償に関する法律施行規則  
(昭和三十七年総理府令第五号)

原子力損害の賠償に関する法律第十二条の規定に基づき、及び同法の規定を実施するため、原子力損害の賠償に関する法律施行規則を次のように定める。

(損害賠償措置の承認の申請)

第一条 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号。以下「法」という。）第七条第一項の承認を受けようとする原子力事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 原子炉の運転等の種類
- 三 原子炉の運転等に係る工場又は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶）の名称及び所在地（船舶にあつては船籍港）
- 四 原子炉の運転にあつては、原子炉の熱出力
- 五 加工にあつては、加工する核燃料物質の種類及び数量
- 六 核燃料物質の使用にあつては、使用する核燃料物質の種類及び数量
- 七 使用済燃料の貯蔵にあつては、貯蔵する使用済燃料の種類及び数量
- 八 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）の運搬にあつては、運搬する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量
- 九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄にあつては、廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量

十 原子炉の運転等の開始時期及び予定終了時期

十一 責任保険契約及び補償契約の締結を含む損害賠償措置を講じようとする場合においては、保険者の名称、住所及び代表者の氏名、責任保険契約によりうめることができる原子力損害の範囲及び原子力損害の賠償に充てることができる金額、保険期間、保険料の額及びその納付の状況、補償契約によりうめることができる原子力損害の範囲及び原子力損害の賠償に充てることができる金額、補償契約の期間並びに補償料の額及びその納付の状況

十二 供託を含む損害賠償措置を講じようとする場合においては、法務局又は地方法務局の名称及び所在地並びに金銭の供託にあつてはその金額、振替国債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）第八十八条に規定する振替国債をいう。以下同じ。）の供託にあつてはその銘柄及び金額、振替債（振替法第二百七十八条第一項に規定する振替債をいう。以下同じ。）以外の有価証券の供託にあつてはその名称、総額、券面額、回記号、番号、枚数及び附属利賦札

十三 責任保険契約及び補償契約の締結又は供託以外の措置を含む損害賠償措置を講じようとする場合においては、当該措置の概要

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 原子炉の運転等に係る工場又は事業所の区域を明示する実測図
- 二 前項第十一号の場合にあつては、責任保険契約及び補償契約の締結を証する書類
- 三 前項第十二号の場合にあつては、供託の受理を証する書類
- 四 前項第十三号の場合にあつては、当該措置の効力を証する書類

3 第一項の申請書の提出部数は、発電の用に供する原子炉及び船舶に設置する原子炉に係るものにあつては正本及び副本各一通、その他のものにあつては正本一通とする。

(供託することができる有価証券)

第二条 法第十二条の文部科学省令で定める有価証券は、次のとおりとする。

一 国債証券（振替国債を含む。）

二 地方債証券

三 政府保証債券（その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう。）

四 特別の法律により法人の発行する債券（前号に掲げるものを除く。）

五 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保付社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（前二号に掲げるもの、自己の社債券及び会社法（平成十七年法律第八十六号）による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）による破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定若しくは破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定がない会社又は会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）

第三条 法第十四条第一項の承認を受けようとする原子力事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書一通（正本及び副本各一通）を文部科学大臣に提出しなければならない。



一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 当該原子炉の運転等について現に存する供託物が金銭の場合にあつてはその金額、振替国債の供託にあつてはその銘柄及び金額、振替債以外の有価証券の場合にあつてはその名称、総額面、券面額、回記号、番号、枚数及び附属利賦札

三 取りもどそうとする供託物が金銭の場合にあつてはその金額、振替国債の供託にあつてはその銘柄及び金額、振替債以外の有価証券の場合にあつてはその名称、総額面、券面額、回記号、番号、枚数及び附属利賦札

四 取りもどそうとする理由

2 前項の申請書には、原子力損害を賠償したこと、供託に代えて他の損害賠償措置を講じたこと又は原子炉の運転等をやめたことを証する書類を添付しなければならない。

(身分を示す証明書)

第四条 法第二十一条第二項の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

#### 附 則 (抄)

1 この府令は、法の施行の日(昭和三十七年三月十五日)から施行する。

原子力損害賠償補償契約に関する法律

(昭和三十六年法律第四百十八号)

(定義)

第一条 この法律において「原子炉の運転等」とは、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百十七号。以下「賠償法」という。)(第一条第一項に規定する原子炉の運転等をいい、「原子力損害」とは、賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいい、「原子力事業者」とは、賠償法第二条第三項に規定する原子力事業者(同項第二号に掲げる者を除く。)をいい、「原子力船」とは、賠償法第二条第四項に規定する原子力船をいい、「損害賠償措置」とは、賠償法第六条に規定する損害賠償措置をいい、「賠償措置額」とは、賠償法第七条第一項に規定する賠償措置額をいい、「責任保険契約」とは、賠償法第八条に規定する責任保険契約をいう。

(原子力損害賠償補償契約)

第二条 政府は、原子力事業者を相手方として、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によつてはうめることができないう原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約を締結することができる。

(補償損失)

第三条 政府が前条の契約(以下「補償契約」という。)により補償する損失は、次の各号に掲げる原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失(以下「補償損失」という。)とする。

- 一 地震又は噴火によつて生じた原子力損害
- 二 正常運転(政令で定める状態において行なわれる原子炉の運転等をいう。)によつて生じた原子力損害

三 その発生の原因となつた事実に関する限り責任保険契約によつてうめることができる原子力損害であつてその発生の原因となつた事実があつた日から十年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかつたもの(当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかつたことについてやむをえない理由がある場合に限る。)

四 原子力船の外国の水域への立入りに伴い生じた原子力損害であつて、賠償法第七条第一項に規定する損害賠償措置その他の原子力損害を賠償するための措置(賠償法第七条の二第一項に規定する損害賠償措置の一部として認められるものに限る。)によつてはうめることができないもの

五 前各号に掲げるもの以外の原子力損害であつて政令で定めるもの

(補償契約金額)

第四条 前条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償契約に係る契約金額(以下「補償契約金額」という。)は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額(損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結以外の措置が含まれる場合においては当該措置により、他の補償契約が締結されている場合においては当該他の補償契約の締結により原子力損害の賠償に充てることができる金額を控除した金額)とする。

2 前条第四号に掲げる原子力損害に係る補償契約金額は、賠償法第七条の二第一項に規定する損害賠償措置の金額に相当する金額(賠償法第七条第一項に規定する損害賠償措置その他の原子力損害を賠償するための措置が賠償法第七条の二第一項に規定する損害賠償措置の一部として認められる場合においては、当該原子力損害を賠償するための措置の金額を控除した金額)

とする。

(補償契約の期間)

第五条 第三条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償契約の期間は、その締結の時から当該補償契約に係る原子炉の運転等をやめる時までとする。

2 第三条第四号に掲げる原子力損害に係る補償契約の期間は、原子力船が本邦の水域を離れる時から本邦の水域に戻る時までの期間内の期間とする。

(補償料)

第六条 補償料の額は、一年当たり、補償契約金額に補償損失の発生の見込み、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(補償金)

第七条 政府が補償契約により補償する金額は、当該補償契約の期間内における原子炉の運転等により与えた原子力損害に係る補償損失について補償契約金額までとする。

2 政府が第三条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる原子力損害に係る補償損失を補償する場合において、当該補償に係る原子力損害と同一の原因によつて発生した原子力損害について責任保険契約によつてうめられる金額があるときは、当該補償損失について補償契約により支払う補償金の額の合計額は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額(当該損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結以外の措置が含まれる場合においては当該措置により原子力損害の賠償に充てることができる金額を控除した金額)から当該責任保険契約によつてうめられる金額を控除した金額をこえないものとする。

(補償契約の締結の限度)

第八条 政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係

る補償契約金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

(通知)

第九条 原子力事業者は、補償契約の締結に際し、政令で定めるところにより、原子炉の運転等に関する重要な事実を政府に対し通知しなければならない。通知した事実に変更を生じたときも、同様とする。

(政令への委任)

第十条 補償契約の締結並びに補償料の納付の時期、補償金の支払の時期その他補償料の納付及び補償金の支払に関し必要な事項は、政令で定める。

(時効)

第十一条 補償金の支払を受ける権利は、三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(代位等)

第十二条 政府は、補償契約により補償した場合において、当該補償契約の相手方である原子力事業者が第三者に対して求償権を有するときは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度として当該求償権を取得する。

一 政府が補償した金額

二 当該求償権の金額(前号に掲げる金額が当該補償契約により補償する補償損失の金額に不足するときは、当該求償権の金額から当該不足金額を控除した金額)

2 補償契約の相手方である原子力事業者が求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の限度で、補償の義務を免れる。

一 当該原子力事業者が当該求償権の行使により支払を受けた金額

二 当該補償契約により補償する補償損失について第

七条の規定により政府が補償の義務を負う金額(前号に掲げる金額が当該補償損失の金額に不足するときは、当該政府が補償の義務を負う金額から当該不足金額を控除した金額)

(補償金の返還)

第十三条 政府は、次の各号に掲げる原子力損害に係る補償損失について補償金を支払つたときは、原子力事業者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。

一 補償契約の相手方である原子力事業者が第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をした場合において、その通知を怠り、又は虚偽の通知をした事実に基づく原子力損害

二 政府が第十五条の規定により補償契約を解除した場合において、原子力事業者が、その解除の通知を受けた日から解除の効力が生ずる日の前日までの間における原子炉の運転等により与えた原子力損害

(補償契約の解除)

第十四条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が当該補償契約の締結を含む損害賠償措置以外の損害賠償措置を講じた場合においては、当該補償契約の解除の申込みに応ずることができ、又は当該補償契約を解除することができる。

2 前項の規定による補償契約の解除は、将来に向つてその効力を生ずる。

第十五条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が次の各号の一に該当するときは、当該補償契約を解除することができる。

一 賠償法第六条の規定に違反したとき。

二 補償料の納付を怠つたとき。

三 第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関す

る法律(昭和三十三年法律第百六十六号、第十七条第二項において「規制法」という。)第二十一条の二、第三十五条、第四十三条の十八、第四十八条、第五十一条の十六、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条第一項又は第五十九条第一項の規定により講ずべき措置を講ずることを怠つたとき。

五 補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したとき。

2 前項の規定による補償契約の解除は、当該補償契約の相手方である原子力事業者が解除の通知を受けた日から起算して九十日の後に、将来に向つてその効力を生ずる。

(過怠金)

第十六条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したときは、政令で定めるところにより、過怠金を徴収することができる。

(業務の管掌)

第十七条 この法律に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌する。

2 文部科学大臣は、第十五条の規定による補償契約の解除については、あらかじめ、発電の用に供する原子炉(原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第四号に規定する原子炉をいう。以下同じ。)の運転加工(規制法第二条第七項に規定する加工をいう。)

再処理(規制法第二条第八項に規定する再処理をいう。)、使用済燃料の貯蔵(規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵をいう。)、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の廃棄(規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄物埋設又は廃棄物管理をいう。)に係るものにあつては経済産業大臣、船舶に設置する原子炉の運転に係るものにあつて

は国土交通大臣の意見を聴かなければならない。

(業務の委託)

第十八条 政府は、政令で定めるところにより、補償契約に基づく業務の一部を保険業法(平成七年法律第五号)第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等(これらの者のうち責任保険契約の保険者であるものに限り。)に委託することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による委託をしたときは、委託を受けた者の名称その他文部科学省令で定める事項を告示しなければならない。

#### 附 則

この法律は、原子力損害の賠償に関する法律の施行の日から施行する。

原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令  
(昭和三十七年政令第四十五号)

内閣は、原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第四百八号)の規定に基づき、この政令を制定する。

(補償損失)

第一条 原子力損害賠償補償契約に関する法律(以下「法」という。)第三条第二号に規定する政令で定める状態とは、次の各号に掲げる要件を備える状態をいう。

- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第二十一条の二、第二十二条第四項、第二十二条の六第二項において準用する第十二条の二第四項、第三十五条、第三十七条第四項、第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第四項、第四十三条の十八、第四十三条の二十四第四項、第四十三条の二十五第二項において準用する第十二条の二第四項、第四十八条、第五十条第四項、第五十条の三第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十一条の十六、第五十一条の十八第四項、第五十一条の二十三第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十六条の三第四項、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第四項、第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条第一項、第五十九条第一項又は第六十条第一項若しくは第二項の規定の違反で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。
  - 二 原子炉の運転等の用に供する施設の損傷で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。
  - 三 天災地変又は第三者の行為で原子力損害の発生の原因となるものがないこと。
- 第二条 法第三条第五号に規定する原子力損害であつて

政令で定めるものは、津波によつて生じた原子力損害とする。

(補償料率)

第三条 法第六条に規定する政令で定める料率(以下「補償料率」という。)は万分の三(大学又は高等専門学校における原子炉の運転等に係る補償契約については、万分の一・五)とする。

2 補償料の納付の期日において当該補償契約により原子力損害の賠償に充てることができる金額が当該補償契約の補償契約金額に満たない場合においては、当該補償契約の補償料率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する料率に、当該充てることができる金額を当該補償契約の補償契約金額で除して得た数を乗じて得た料率とする。

(通知)

第四条 原子力事業者は、法第九条の規定により、次に掲げる事項を政府に対し通知しなければならない。

- 一 原子炉の運転に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 原子炉の使用の目的
- ロ 原子炉の型式、熱出力及び基数
- ハ 原子炉を設置する工場又は事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船業者の工場又は事業所)の名称及び所在地
- ニ 原子炉施設の位置、構造及び設備
- ホ 原子炉の運転の開始時期及び予定終了時期
- ヘ 原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
- ト 使用済燃料の処分方法
- チ 責任保険契約に関する事項
- 二 加工に係る補償契約については、次に掲げる事項
- イ 加工施設を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

ロ 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法

八 加工の開始時期及び予定終了時期

二 加工する核燃料物質の種類及びその年間予定加工量

ホ 責任保険契約に関する事項

三 再処理に係る補償契約については、次に掲げる事項

イ 再処理施設を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

ロ 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法

ハ 再処理の開始時期及び予定終了時期

二 再処理をする使用済燃料の種類及びその年間予定再処理量

ホ 責任保険契約に関する事項

四 核燃料物質の使用に係る補償契約については、次に掲げる事項

イ 使用の目的及び方法

ロ 使用の場所

ハ 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造及び設備

二 使用の開始時期及び予定終了時期

ホ 使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

ヘ 使用済燃料の処分方法

ト 責任保険契約に関する事項

五 使用済燃料の貯蔵に係る補償契約については、次に掲げる事項

イ 使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所の名称及び所在地

ロ 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法

- 八 使用済燃料の貯蔵の開始時期及び予定終了時期
- 二 貯蔵する使用済燃料の種類及び数量
- ホ 貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法
- ヘ 責任保険契約に関する事項
- 六 廃棄物埋設又は廃棄物管理に係る補償契約については、次に掲げる事項
  - イ 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設を設置する事業所の名称及び所在地
  - ロ 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法
  - ハ 廃棄物埋設又は廃棄物管理の開始時期及び予定終了時期
  - ニ 廃棄物埋設又は廃棄物管理により廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下この条において同じ。）の種類及び数量
  - ホ 責任保険契約に関する事項
- 七 原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）第一条第六号に規定する運搬に係る補償契約については、次に掲げる事項
  - イ 運搬の経路及び方法
  - ロ 運搬の開始時期及び予定終了時期
  - ハ 運搬する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量
  - ニ 責任保険契約に関する事項
- 八 原子力損害の賠償に関する法律施行令第一条第六号に規定する貯蔵に係る補償契約については、次に掲げる事項
  - イ 貯蔵の場所及び方法
  - ロ 貯蔵の開始時期及び予定終了時期
  - ハ 貯蔵する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量
  - ニ 責任保険契約に関する事項

- 九 原子力損害の賠償に関する法律施行令第一条第六号に規定する廃棄に係る補償契約については、次に掲げる事項
  - イ 廃棄の場所及び方法
  - ロ 廃棄の開始時期及び予定終了時期
  - ハ 廃棄に係る核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬の経路及び方法並びに当該運搬の開始時期及び予定終了時期
  - ニ 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量
  - ホ 責任保険契約に関する事項
- （補償料の納付）
  - 第五条 原子力事業者は、補償契約の締結の日及びその後毎年その日に応ずる日（応ずる日がない場合は、その前日）までに、それぞれの日から始まる一年間（それぞれの日からの補償契約の期間が一年間に満たない場合は、その期間）に応ずる補償料を国庫に納付しなければならない。
  - （補償金の支払）
    - 第六条 文部科学大臣は、原子力事業者から補償金の支払の請求があつた場合は、当該請求があつた日から三十日以内に補償金を支払わなければならない。ただし、やむをえない理由がある場合は、この限りでない。
    - （補償金の返還）
      - 第七条 文部科学大臣は、法第十三条の規定により、補償金を支払つた日から一年以内に、当該補償金の額に相当する金額を返還させるものとする。
  - 第八条 削除
  - （補償契約の解除）
    - 第九条 法第十五条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、原子力損害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、原子力損害の防止又は軽減のために必要な措置を講ずることとする。

- （過怠金）
  - 第十条 法第十六条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
    - 一 原子力損害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、原子力損害の防止又は軽減のために必要な措置を講ずること。
    - 二 損害賠償の責任の全部又は一部を承認しようとする場合において、あらかじめ、文部科学大臣の承認を受けること。
    - 三 原子力損害が発生した場合において、直ちにその発生の日時、場所及び損害の状況を文部科学大臣に通知すること。
    - 四 損害賠償の責任に関する訴訟を提起し、又は提起された場合において、直ちにその旨を文部科学大臣に通知すること。
  - 第十一条 文部科学大臣は、法第十六条の規定により、原子力事業者が補償金の支払を受けた日以後において、次の各号に掲げる金額を限度として過怠金を徴収することができる。
    - 一 補償契約の条項で前条第一号又は第二号に掲げるものに該当するものの違反にあつては、補償金の額の十分の一に相当する金額
    - 二 補償契約の条項で前条第三号又は第四号に掲げるものに該当するものの違反にあつては、十万円
  - （業務の委託）
    - 第十二条 政府が法第十八条第一項の規定により委託することができる業務は、次に掲げる業務とする。
      - 一 補償金の支払の請求の受付
      - 二 補償損失の金額に関する調査
      - 三 前二号に掲げるもののほか、補償金の支払に関する業務（補償金の額の決定を除く。）で文部科学省令で定めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、法第十八条第一項の規定

による委託に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

附 則

この政令は、法の施行の日（昭和三十七年三月十五日）から施行する。

○原子力損害賠償補償契約に関する法律施行規則  
(平成二十一年文部科学省令第三十七号)

八 前各号に掲げるもののほか、補償金の支払に関し  
必要な業務のうち軽微なもの

原子力損害賠償補償契約に関する法律 (昭和三十六年法律第百四十八号) 第十八条第二項 及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令 (昭和三十七年政令第四十五号) 第十二条第一項第三号 の規定に基づき、原子力損害賠償補償契約に関する法律施行規則を次のように定める。

附 則  
この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

(業務の委託の告示)

第一条 原子力損害賠償補償契約に関する法律 (昭和三十六年法律第百四十八号) 第十八条第二項 に規定する文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務の委託を開始する年月日
- 二 委託した業務の内容

(業務の委託の範囲)

第二条 原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令 (昭和三十七年政令第四十五号) 第十二条第一項第三号 に規定する文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 原子力事業者が原子力損害の賠償の責任の全部又は一部を承認しようとする場合にあらかじめ文部科学大臣が行う承認(以下この条において「事前承認」という。)に係る申請の受付
- 二 事前承認の申請に係る書類の確認及び補正の指示
- 三 事前承認の申請ごとの被害の状況及び原子力損害の賠償に係る手続の経過の記録
- 四 事前承認に係る補償金の額の算定
- 五 原子力事業者に対する事前承認の通知
- 六 補償金の支払の請求に係る書類の確認及び補正の指示
- 七 補償金の支払の請求に係る補償金の額の算定



原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令

(昭和五十四年政令第二百八十一号)

内閣は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)第十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

(審査会の組織)

第一条 原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」という。)は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、人格が高潔であつて、法律、医療又は原子力工学その他の原子力関連技術に関する学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣が任命する。

3 委員は、原子力損害の賠償に関する法律(以下「法」という。)第十八条第二項の事務の処理が終了したときは、文部科学大臣が解任する。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第二条 審査会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議及び議決)

第三条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、会長又は前条第四項の規定により会長の職務を代理する者のほか、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第四条 審査会に、法第十八条第二項第三号に規定する原子力損害の調査及び評価を行わせるため、専門委員

を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

3 第一条第三項及び第四項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、同条第三項中「原子力損害の賠償に関する法律(以下「法」という。)(第十八条第二項の事務」とあるのは、「第四条第一項の事務」と読み替えるものとする。

(和解の仲介の申立て)

第五条 原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合において、審査会に対し和解の仲介の申立てをしようとする紛争の当事者は、次の事項を記載した申立書を審査会に提出しなければならない。

一 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 当事者の一方から和解の仲介の申立てをしようとするときは、他の当事者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

三 和解の仲介を求める事項及び理由

四 紛争の問題点及び交渉経過の概要

五 申立ての年月日

六 その他和解の仲介に関し参考となる事項  
(代表者の選定)

第六条 和解の仲介の申立てに係る当事者が多数である場合においては、当該当事者は、そのうちから一人若しくは数人の代表者を選定し、又はその選定した代表者を変更することができる。

2 代表者は、各自、他の当事者のために、和解の仲介の申立ての取下げ又は和解の締結を除き、当該和解の仲介の申立てに係る一切の行為をすることができる。

3 代表者が選定されたときは、当事者は、代表者を通じてのみ、前項の行為をすることができる。

4 第一項の規定による代表者の選定及びその変更は、

書面をもつて証明しなければならない。

(和解の仲介の開始)

第七条 審査会は、第五条に規定する申立書の提出があつた場合のほか、原子力損害の賠償に関する紛争が生じた場合において審査会が和解の仲介を行う必要があると認めるときは、和解の仲介を行うものとする。

2 審査会は、第五条の規定により当事者の一方から和解の仲介の申立てがあつたときは申立書の写しを添えて他の当事者に対し、前項の規定により和解の仲介を行う必要があると認めるときは当事者の双方に対し、それぞれ、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

(申立ての分離又は併合)

第八条 審査会は、適当と認めるときは、和解の仲介の手続を分離し、又は併合することができる。

2 審査会は、前項の規定により和解の仲介の手続を分離し、又は併合したときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

(参加)

第九条 原子力損害の賠償に関する紛争につき和解の仲介の手続が係属している場合において、利害関係を有する第三者は、審査会の許可を得て、当事者として当該和解の仲介の手続に参加することができる。

2 審査会は、前項の許可をするときは、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定により参加の申立てをしようとする者は、次の事項を記載した申立書を審査会に提出しなければならない。

一 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 参加の申立てをする和解の仲介の事案の表示及び和解の仲介を求める理由

三 申立ての年月日

四 その他和解の仲介に関し参考となる事項

4 審査会は、第一項の規定による参加の申立てがあつたときは参加の申立書の写しを添えて当事者に対し、参加の可否の決定をしたときは当事者に対し、それぞれ、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

(和解の仲介をしない場合)

第十条 審査会は、申立てに係る紛争がその性質上和解の仲介をするのに適當でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに和解の仲介の申立てをしたと認めるときは、和解の仲介をしないことができる。

2 審査会は、前項の規定により和解の仲介をしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

(和解の仲介の打ち切り)

第十一条 審査会は、申立てに係る紛争が解決される見込みがないと認めるときは、和解の仲介を打ち切ることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、「和解の仲介をしないものとしたとき」とあるのは、「和解の仲介を打ち切つたとき」と読み替えるものとする。

(庶務)

第十二条 審査会の庶務は、文部科学省研究開発局原子力計画課において処理する。

(雑則)

第十三条 この政令に定めるもののほか、審査会の運営並びに和解の仲介の申立て及びその処理の手續に關し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

○原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令

(平成二十三年政令第九十九号)

内閣は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七十七号)第十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震により福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十二番地所在の東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び同郡楢葉町大字波倉字小浜作十二番地所在の東京電力株式会社福島第二原子力発電所において発生した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設の事故に關して、原子力損害の賠償に関する法律第十八条第一項に規定する事務を行わせるため、文部科学省に、当分の間、原子力損害賠償紛争審査会を置く。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。